

# 転出をされる方へ

転出される方は、**新しい住所に住み始めてから14日以内**に、新住所の市区町村の窓口で転入の手続きをしてください。正当な理由がなく届出をされないときは、住民基本台帳法第52条第2項の規定により、5万円以下の過料に処せられることがあります。

## 【転入届の時に必要なもの】

1. 転出証明書      2. 印鑑      3. 本人確認書類（免許証や健康保険証、在留カードなど）
  4. 個人番号カード（または住民基本台帳カード）
- ※更新手続きが必要になりますので、お持ちの方はご持参ください。

### ★個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方へ★

※以下の項目に該当しない場合は、継続利用が可能です。（該当した場合は、そのカードは廃止・回収されます。）

- ① 転出証明書の転出（予定）日から30日を経過している。
- ② 住み始めてから14日を経過している。
- ③ カードの継続手続きがされないまま、転入手続きの日から90日を経過している。

### ～個人番号カードの交付申請について(重要)～

★すでに行っている交付申請は取り消されるため、転入後に再度交付申請をする必要があります。

★転入後にカードの交付申請を行う場合は、新しい交付申請書を転入した市区町村の窓口で取得してください。

## 【その他の手続きについて】 ※詳細は、各担当係へお問い合わせください。

印鑑登録について	転出予定日をもって、廃止となります。新住居地の市区町村窓口で、新たに印鑑登録の手続きを行ってください。	町民課戸籍係 0957-46-1116
小中学校の手続き	現在通学している学校へ「就学者異動通知書」を提出して、在学証明書等の必要書類を受け取られ、新しい学校へお持ちください。	現在通学中の学校 および新しい学校
飼い犬について	飼い主および愛犬の住所が町外になる時は、手続きが必要となります。	町民課環境衛生係 0957-46-1165
防災用戸別受信機について	世帯全員が転出される場合は、防災用戸別受信機を役場にご返却ください。	総務課防災交通係 0957-46-0099
住民税 (町県民税)	住民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で住所がある人に対して、その住所地の市区町村が課税することになります。1月2日以降に転出された場合、東彼杵町にその年度の住民税を納めていただくこととなります。	税財政課 (住民税係) 0957-46-1261
国民健康保険税	資格喪失の前月までの月数で計算し、改めて保険税額をお知らせいたします。すでに納めていただいている分については、精算し通知いたします。	
固定資産税	固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）現在に固定資産（土地・家屋・償却）を所有している人に課税されます。東彼杵町内に固定資産を所有している場合は、東彼杵町から転出先の住所へ納税通知書等を送付いたします。（免税点未満の方には送付しません）	税財政課 (固定資産税係) 0957-46-1261
軽自動車税	軽自動車税は毎年4月1日（賦課期日）現在で、車検証の「使用の本拠の位置」に記載された市町村から課税されます。引き続き使用される場合は、新住所地管轄内の陸運局で変更手続きを行ってください。廃車・譲渡する場合は賦課期日前までに手続きを行ってください。また、トラクター、125ccまでのバイクの廃車については東彼杵町役場で手続きが行えます。	税財政課 (固定資産税) 新住所地管轄内の 陸運局
介護保険	65歳以上の1号被保険者の方は介護保険係窓口にて資格喪失届の提出をお願いいたします。なお、東彼杵町で要介護認定を受けている方は受給資格証明書を交付いたします。	健康ほけん課 (介護保険係) 0957-46-1196

〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6

東彼杵町役場 TEL : 0957-46-1111 (代)

### ◆転出をやめるとき

転出証明書と印鑑・本人確認書類を持って、転出の手続きをされた窓口で転出取消の届をしてください。

※転出証明書を紛失されたときは、窓口へ申し出てください。